

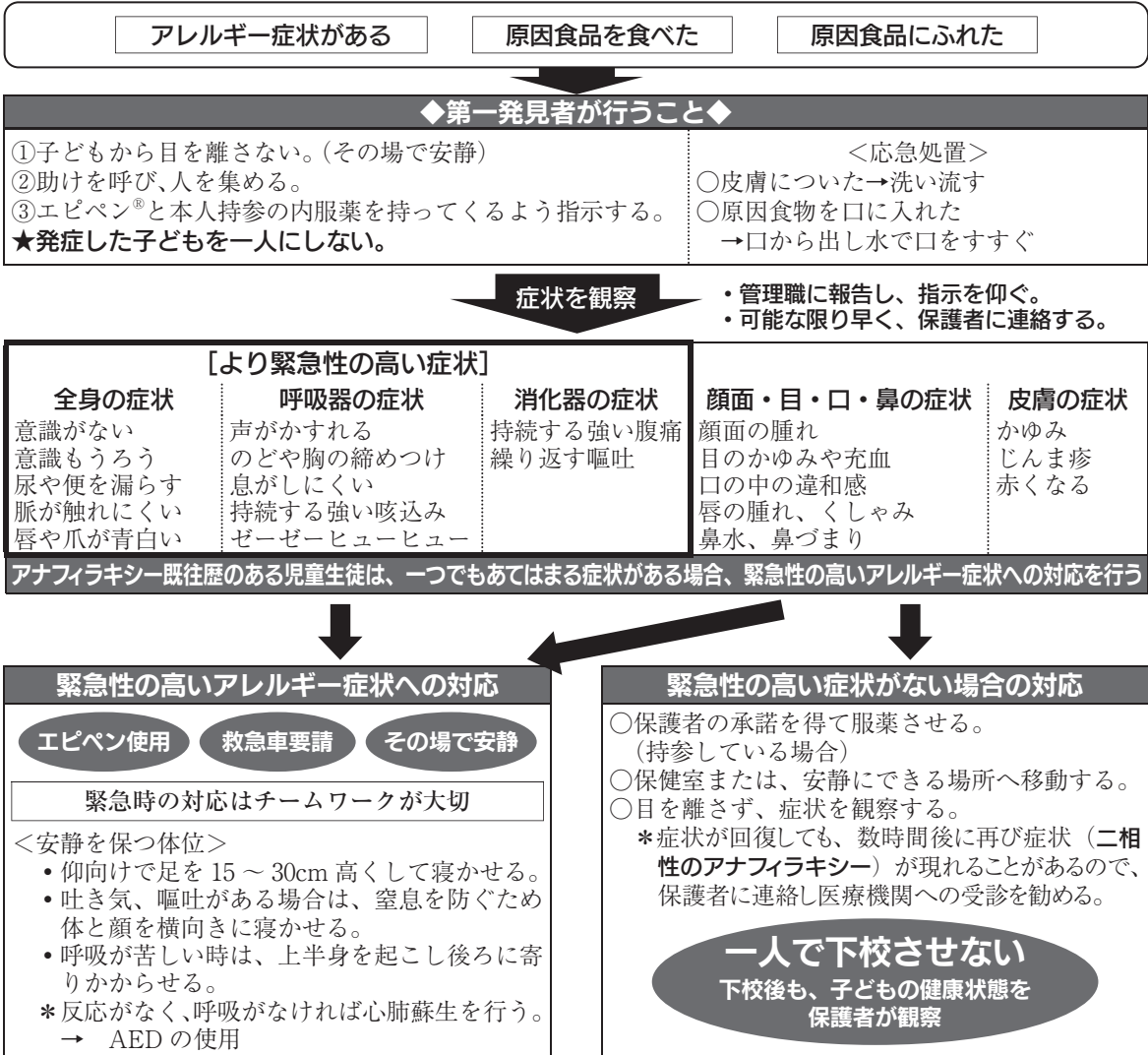
食物アレルギーに関する危機管理

<参照：「学校における食物アレルギー対応の手引」
 (秋田市教育委員会) 令和6年10月改訂
 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラン」
 (公益財団法人日本学校保健会) 令和元年度改訂>

●誤配・誤食防止に向けたチェックリスト

活動	チェック項目
給食開始まで	<input type="checkbox"/> 対応食の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 家庭からの連絡の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> アレルギー対応のある子どもが欠席している場合は、栄養教諭等へ連絡する。 <input type="checkbox"/> 弁当持参の有無を確認する。
給食の時間	準備 <input type="checkbox"/> 献立表などを用いて、今日の給食で食べられるものや食べられないものを本人に確認させる。 <input type="checkbox"/> 献立確認書をもとに、対応食の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 給食当番に対応食の有無について、声かけをするなどして注意喚起する。 <input type="checkbox"/> 対応食が本人宛のものかを食札、「学校給食対応表」【様式11】で確認する。 <input type="checkbox"/> 対応食が本人に配食されたか「学校給食対応表」「学校給食食物アレルギー対応表」等で確認する。 <input type="checkbox"/> 対応食を提供されている子どもに、おかわりできないことを確認する。 <input type="checkbox"/> 「いただきます」まで、対応食のラップ等はずしていないか確認する。
	食事 <input type="checkbox"/> 周りの子どもからの食物摂取（誤食）がないよう観察する。
	片付け <input type="checkbox"/> 牛乳パックや食器に残ったアレルゲンが、子どもの手指などに付着していないか確認する。 <input type="checkbox"/> 子どもの食後の健康状態を観察する。
昼休み5校時	<input type="checkbox"/> 子どもの健康状態を観察する。

●緊急時の対応



異物混入に関する危機管理

＜参照：「学校給食衛生管理の手引（秋田市教育委員会）」令和元年12月改訂
「学校給食における異物混入等対応マニュアル
（秋田市教育委員会）平成24年3月一部改編」＞

●危機管理意識の向上

- 異物混入事案は、調理工程での混入だけでなく教室等での混入のリスクが高いため、細心の注意を払う。
- 校内対応マニュアル等を作成し、定期的に確認する機会を設けたり、研修会を実施するなどし、未然防止や迅速な対応に万全を期す。

●教室内の整理整頓

- 不要となった物は処分し、クリップ、画鋲や釘、ねじ等は適切に収納する。
- 机や椅子、授業で使用する教材等の学校備品については、特に、ねじや小さな部品等の欠損や紛失がないか注意する。

●配膳時の留意点

【給食当番】

- 必ず学級担任等が立ち会い、給食当番の活動を指導する。
- 学級担任等は、給食当番が衛生的な身支度であることを確認してから配膳させる。
- 盛り付ける前に、担任は副食に異物混入等の異常がないことを確認してから配膳させる。

【給食当番以外の児童生徒】

- 異物となりやすい、鉛筆およびシャープペンシル、ホチキス、裁縫道具などの学習用具は適切に机の中や所定の場所に収納させる。
- 配膳前および配膳中は、静かに着席させる。

異物混入が発生した場合の対応

事実確認と 管理職への報告



事故への対応



再発防止

- 異物を飲食または飲食した疑いがある**子どもの健康状態を確認・観察**する。
- 異物が健康被害を及ぼす危険があるもの（金属片、ガラス片、プラスチック片等）と判断した場合、子どもの被害状況を確認し、クラスの**給食を一時停止**する。
- **異物を保管**し、異物混入発生を速やかに管理職、給食主任、栄養教諭等へ報告する。
- 管理職の指示を受け、給食を再開または中止する。
◆管理職は状況を把握し、場合によっては全校給食休止および中止の措置を講じる。
- 保護者に対し、事案発生時の状況等について調査していることを伝える。
◆管理職は「学校給食における異物混入等対応マニュアル」に基づき、異物が健康被害を及ぼす危険があるものと判断した場合、教育委員会（学事課）、必要に応じて学校医等へ報告する。
- 混入経路を究明する。
- 再発防止策を検討し、全教職員で共通理解を図る。
- 保護者に対し、調査の結果および再発防止に努める旨の連絡をする。

安心・安全な学校給食のために

安心・安全な学校給食のためには、食物アレルギー対応や異物混入の防止のほか、窒息事故の防止にも注意を払うことが必要です。給食の時間は、子どもたちの様子を観察するとともに、適宜、食べ方についての指導を行います。

[主な指導事項]

- 一度にたくさんの量を詰め込まず、よく噛んで食べる。
- 大きな食材は、食べやすい大きさに切って食べる。

●危機管理意識の向上

- 個人情報を収集する際は、その目的を明確にするとともに、収集した個人情報は原則として、目的の範囲を超えて取り扱うことはできないことを、全職員で確認する。
- 個人情報の取扱いに関するチェックシートを作成して定期的に確認する機会を設けたり、校内研修会を実施したりする。
- 職員室には、不特定多数の人が来室することを踏まえ、常に机上の整理を心がける。
- パソコン、タブレット端末での作業を中断し離席する際には、端末に操作ロックをかけるなど、容易に閲覧されないよう情報の管理に万全を期す。
- 情報への不正アクセスを防止するため、IDやパスワードのメモをパソコン、タブレット端末のそばに置かない、パスワードは簡単に推測できない設定にするなどの対策を講じる。
- スマートフォンを使用する際は、パスワードや個人認証機能を活用し、情報漏洩を防ぐとともに機器の管理に細心の注意を払う。
- 保護者に対し、学校行事等で撮影した画像データなどの適切な管理について協力を依頼する。

●データの適切な管理

【電子データ】

- 私物のパソコン、タブレット端末および電磁的記録媒体（USBメモリ等）を校内に持ち込まない。
- 公用の電磁的記録媒体は、施錠できる金庫等に保管し、職務上必要と認められる場合にのみ使用する。その際は管理簿に使用者および使用期間等を記載し、記録する。使用後は、電子データを完全に削除し、速やかに返却する。
- 電子データは、その重要性を判断した上で、データセンター内の校内共有フォルダまたは校内サーバー（NASを含む）のいずれかに保存する。
- 個人情報を含む、機密性の高い電子データを保存する場合は、パスワードを設定する。
- 市立小・中学校間の情報通信には、校務支援システムを使用する。

【紙媒体】

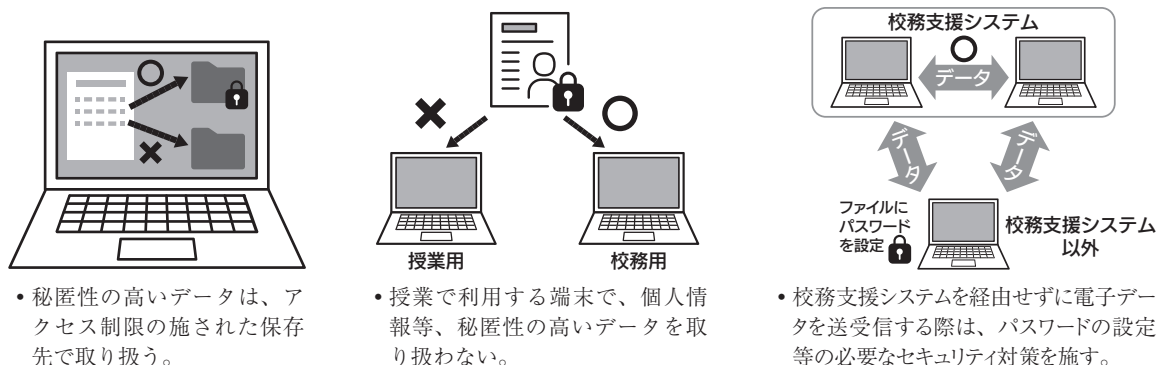
- 個人情報を含む電子データを紙媒体に出力した際は、使用后速やかに回収し、処分するなど適切に管理する。また、手書きのメモであっても取扱いには十分注意する。
- 紙媒体による児童生徒名簿は、適切な方法で保管・管理するとともに、年度末などの使用後は、確実に回収・廃棄を行う。

●サイバー攻撃、ウイルス感染への対策

- ホームページへのログインパスワードは定期的に変更する。また、ホームページに改ざんなどの異常がないか日頃からチェックを行う。
- 心当たりのない送信元からのメールや安全性が疑われるメールは、開封をせず、完全に削除する。また、誤って開封した場合は、電源を切らず、直ちにLANケーブルを抜く。

個人情報の取扱いにあたって

学校は、子どもや保護者等に関する秘匿性の高い、多くの個人情報を保有しているため、適切なデータ管理が必要です。特に、電子データは漏洩した際、瞬時に、広範囲に拡散する危険性があるため、より慎重に取り扱う必要があります。



交通事故や不審者事案への対応

交通事故への対応	不審者事案への対応
正確な事実の確認	
<ul style="list-style-type: none"> ○現場に出向き、事故の状況を確認するとともに、保護者の同意の上で現場検証に立ち会うなど、可能な限り情報を収集する。 ○保護者の了承のもと、搬送先の病院を訪問し、子どもの状況についての情報を得る。 ○現場の状況とともに、事実を時系列で確認する。(事故の状況や原因等が不明な場合は、所管の警察署に問い合わせ、情報を得る) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被害にあった子どもの心情に配慮しながら、不審者の特徴について、丁寧に聞き取る。(服装、髪型、背格好、車の特徴等) ○被害にあった現場の状況とともに、事実を時系列で整理する。 ○保護者に、警察への通報を依頼する。その際、事情聴取があることを事前に知らせる。 ○学校が通報する場合には、必ず保護者の了承を得る。
子どもの状況把握と心情に配慮した対応	
<ul style="list-style-type: none"> ○警察への通報や病院の受診をしていない場合には、今後想定されるトラブルや、体調の急激な変化の可能性について説明し、通報および受診を勧める。 ○事故現場の状況によっては、応急処置をしたり、救急車に同乗したりするなど、子どもに寄り添い、心身のケアに努める。 ○保護者の了承のもと、搬送先の病院を訪問し、心のケアに努める。 ○必要に応じ、カウンセリングを勧める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事案によっては、役割を分担して組織で対応する。 ○警察へのパトロールや、見守り隊への見守りの依頼、教職員の登下校指導等により、子どもと保護者の不安解消に努める。 ○不審者の声かけ、つきまとい、不審行動等から自身の身を守る適切な行動の仕方について、再度、子どもに指導する。 ○保護者の了承のもと、家庭訪問や電話連絡を行い、子どもの心のケアに努める。 ○必要に応じ、カウンセリングを勧める。
被害拡大および再発の防止	
<ul style="list-style-type: none"> ○たよりや一斉メール配信による保護者への注意喚起を行う。 ○集会や学級活動等により、全校の子どもへの注意喚起を行う。 ○見守り隊に協力を依頼する。 ○職員による巡回指導やPTA生活安全部員等による見守りを行う。 ○学区内の危険箇所や事故現場について記録し、再発の防止に努める。 ○事故に遭遇した場合の対応について、日頃から指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・相手に対して、安易に「大丈夫」と言わない。 ・警察や保護者への連絡を依頼する。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○たよりや一斉メール配信による保護者や見守り隊への協力を依頼する。 ○「秋田っ子まもるメール」の配信の可否について保護者の了承を得る。 ○近隣小・中学校に情報提供をする。 ○職員による巡回指導を行う。 ○警察へパトロールを依頼する。 <ul style="list-style-type: none"> *個人を特定されないよう、情報提供の際は十分に配慮する。 ○不審者に遭遇した際の対応について、日頃から指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険を感じたら、その場を離れる。 ・すぐに保護者や学校へ伝える。 ・保護者に対し、休みの日でも警察や学校に報告するよう周知する。 <p style="text-align: right;">など</p>

いじめ防止チェックリスト

いじめの認知件数が0の場合は、このことを子どもと保護者に周知することとしています。また、学校運営協議会などにおいて、認知件数やいじめ防止の取組について説明することが必要です。

●未然防止に向けて

【指導体制】

- 管理職のリーダーシップのもと、学校全体で対応する体制が確立している。
- 「学校いじめ対策委員会」の構成や役割について、全職員で共通理解が図られている。
- いじめに関する情報等が、管理職をはじめ複数の教職員で共有されている。
- 「学校いじめ防止基本方針」を全職員で確認するとともに、適宜見直している。
- いじめ対策の取組について、共通理解を図るための校内研修を実施している。
- 組織を活用し、PDCAサイクルにより取組を検証している。
- 対応の記録を蓄積し、次年度の学年や学校に確実に引き継いでいる。

【日常の指導】

- 学年、学級、部活動などにおいて、心の通う人間関係の醸成に努めている。
- 子どもに「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促している。
- 全教育活動を通じた、全校体制による道徳教育を推進している。
- 子ども主体によるいじめの未然防止の取組を推進している。
- 情報モラルやネットトラブルの防止に関する指導を行っている。
- 教職員が自らの言動について細心の注意を払っている。

●早期発見のために

【教育相談体制】

- 教師と子ども、教師と保護者の信頼関係づくりに努めている。
- 困りごとや悩みを誰に（どこに）相談するとよいのかを子どもや保護者に具体的に伝えている。
- 子どもの様子を意図的・計画的に観察している。
- 子どもの変化に気づき、迅速に報告・連絡・相談できる体制が確立している。
- ささいな兆候であっても、軽視することなく積極的にいじめを認知している。
- 定期的に面談やアンケート調査などを実施している。

●いじめへの対応にあたって

【初期対応】

- 他の業務に優先し、対応している。
- いじめを受けた子どもの安全確保に努めている。
- 速やかに「学校いじめ対策委員会」で協議し、組織的な対応につなげている。
- いじめを受けた子どもや保護者の心情に配慮して対応している。
- 複数の職員による迅速で正確な事実確認に努めている。
- 事実関係を明らかにし、それまでのいじめの背景を踏まえて対応している。

【支援体制】

- 「学校いじめ対策委員会」により、対応方針および役割分担等を明確にしている。
- 保護者に事実や対応方針等を伝え、理解や協力を得ている。
- いじめた子どもが抱える不安や不満、いじめの背景等を踏まえ、成長を促す指導と心のケアに努めている。
- 「観衆」「傍観者」も含めた集団全体への指導に努めている。
- 保護者に対応の経過や事後の子どもの状況等について情報提供している。
- 解消後も安心して学校生活を送ることができるよう継続的に支援している。
- 教育委員会および関係機関との連携のもとで対応している。
- いじめ事案発生後に次のような状況がある場合、教育委員会に報告している。
 - ・連続した欠席
 - ・医療機関の受診
 - ・診断書の提出
 - ・転校の希望
 - など
- 正確な記録を残し、継続的な指導につなげている。

●家庭や地域との連携を密に

- 「学校いじめ防止基本方針」および「学校いじめ対策委員会」の取組について、家庭や地域に情報提供している。
- PTAや学校運営協議会などにおいて、いじめ防止等の取組や連携のあり方について点検・評価を受けたり、協議したりする機会を設けている。
- 校内外の相談窓口について、家庭や地域に周知を図っている。

いじめの事案に限らず、トラブルが発生した時には、本チェックリストを活用し、対応にあたるのが大切です。